

発議第3号

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により停滞した市内の景気回復を  
目指す条例の制定について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により停滞した市内の景気回復を目指す条例  
を次のとおり制定しようとする。

令和2年6月26日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

山下 典子

田中 覚

安本 美栄子

記

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により停滞した市内の景気回復を  
目指す条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため経済活動が  
停滞し、市内の経済が危機的状況にあることに鑑み、市、市民及び市内で事業を営む個人  
及び事業所を置く法人等が協働し、市内の資源を活用した経済の促進を図ることで、  
地域経済の一刻も早い回復と持続的な発展及び市民の生活向上に寄与することを目指す  
ものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。

(1) 市内事業者等 市内で事業を営む個人及び市内に事業所を置く法人

(2) 物品等 工事等の請負、業務の委託及び物品の購入

(市の責務)

第3条 市は、物品等の発注にあたっては、市内事業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

2 市は、市民及び市内事業者等に、前項に準じた消費及び事業を行うよう啓発に努めるものとする。

3 市は、前項に係る消費及び事業に必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び市内事業者等の役割)

第4条 市民及び市内事業者は、地域経済の一刻も早い回復及び市民の生活向上に果たす重要な役割を理解し、その持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第5条 市長は市内の経済の回復状況等を勘案し、必要に応じ本条例を見直すものとする。

2 前項の見直しにあたっては、市内経済に識見を有する者及び議会の意見を求めた上で行うものとする。

附 則

本条例は、公布の日から施行する。